

(写)

## 空家等の活用に関する連携協定書

米原市（以下「甲」という。）と一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会（以下「乙」という。）は、米原市内の空家等の活用を促進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲および乙は、米原市への移住定住の促進および地域活性化等を目的として、双方が連携して空家等の活用に取り組むものとする。

### （連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目について連携する。

- (1) 空家等を活用した移住定住の促進に関すること。
- (2) 空家等を活用した地域活性化に関すること。
- (3) 空家等に関する情報共有に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲乙協議の上、必要と認められる事項に関すること。

### （協定の期間）

第3条 本協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了30日前までに、甲または乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合は、本協定は1年間更新されたものとみなす。また、更新された協定を更に更新する場合も同様とする。

### （秘密の保持）

第4条 甲および乙は、本協定の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本協定が終了した後についても適用する。

### （協議）

第5条 本協定に定めがない事項が生じた場合、または本協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、解決する。

2 前項の協議による決定または本協定の内容の変更については書面によるものとし、書面によらないものは、無効とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年3月28日

甲 滋賀県米原市米原1016番地

米原市長 角田航也

乙 東京都千代田区内幸町一丁目3-1幸ビルディング9階

一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会

代表理事 井上幸一